

国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 協 議 事 項

日時 平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 (火)
午後 4 時 3 0 分～

会場 301・302 会議室 (市役所 3 階)

国民健康保険運営協議会日程

1. 開 会

2. 市 長 挨 拶

3. 会 長 挨 拶

4. 報 告

5. 議事録署名委員の選任

6. 協 議

協議事項 平成31年度国民健康保険税率改正について

7. そ の 他

1 平成 31 年度標準保険税率と納付金の算定結果について

国民健康保険事業に要する費用に充てるため市町村は北海道に納付金を納付します。
また、北海道は市町村の国保運営に必要となる標準的な保険税率を算定します。

北海道は平成 31 年度の事業費納付金と標準保険税率の仮係数による算定を行い、11 月 14 日に各保険者に結果の提供がありました。

(1) 「国保事業費納付金」と「納付金の納付に必要な保険税総額」の算定結果

仮係数による算定の結果、恵庭市が北海道に納付する国保事業費納付金は一般被保険者分として 1,624,620,697 円、納付金の納付に必要な保険税総額は 1,297,514,669 円と算定されました。

国保事業費納付金の納付に必要な保険税総額は、国民健康保険税の収納額と法定軽減への財源補填分の合計となります。

(単位:円)

	国保事業費納付金	納付金の納付に必要な 保険税総額
医療分	1,202,646,724	933,460,624
後期高齢者支援金分	327,735,848	287,027,241
介護分	94,238,125	77,026,804
合計	1,624,620,697	1,297,514,669

(2) 標準保険税率の算定結果

		現行税率	標準保険税率	現行税率との差	標準保険税率 (市町村算定方式)	現行税率との差
医療分	所得割	8.52%	8.09%	▲0.43%	8.92%	0.40%
	均等割	22,300円	30,422円	8,122円	23,970円	1,670円
	平等割	24,000円	20,870円	▲3,130円	25,494円	1,494円
後期高齢者支援金分	所得割	2.60%	2.43%	▲0.17%	2.72%	0.12%
	均等割	6,800円	9,340円	2,540円	7,311円	511円
	平等割	7,200円	6,407円	▲793円	7,648円	448円
介護分	所得割	2.70%	1.88%	▲0.82%	2.26%	▲0.44%
	均等割	9,000円	9,679円	679円	8,174円	▲826円
	平等割	6,000円	4,992円	▲1,008円	5,332円	▲668円
応能割・応益割		49:51	43:57		49:51	

※標準保険税率：国と道で決定した応能割・応益割比率（43：57）に基づいて算定

※標準保険税率（市町村算定方式）：現行恵庭市の応能・応益割比率（49：51）に基づいて算定

2 国保税率改正における留意点

(1) 「北海道国民健康保険事業運営方針」より

第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法

第2節 保険料水準の統一

国のガイドライン（厚生労働省保険局長通知「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」）では、市町村間の保険料（税）の違いなど市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、**負担の公平化を進めるため、将来的に保険料水準の統一を図る**こととされています。

北海道においては、所得水準*や医療費水準*の地域差が非常に大きく、約半数の市町村において納付金の額がこれまでの保険料（税）総額を上回ることが見込まれることから、新たな制度の施行時においては、地域における被保険者の影響を考慮し、可能な限り激変が生じないように調整しながら、保険料（率）の平準化を進めていくこととします。

その上で、**激変緩和措置の期間（平成30年度から35年度までの6年間に基本に検討）終了時を目標に保険料水準の統一を目指す**こととし、具体的な進め方については、基本的に3年ごとの運営方針の見直しの中で検討します。

(2) 北海道通知「国民健康保険事業の運営に当たっての留意事項」より

第2 事業実施の留意事項

1 財政健全化対策の推進

(5) 赤字の解消

ウ 現に赤字解消計画を策定している保険者であって、計画どおり赤字が解消していない保険者にあっては、その原因を究明し、計画の見直しを行うこと。

特に、**赤字が長期的に継続している保険者にあっては、赤字削減・解消に向け、道が公表する標準保険料率を参考に保険料（税）率の引き上げの検討を行う**ほか、保険料（税）収納率の向上等保険者の運営努力により達成されるべき事項について、再点検を行い、早期に単年度で収支均衡が図られるよう努めること。

(3) 国保改革による財政支援の拡充状況

- 国は国保の財政運営を都道府県単位化（広域化）する国保改革とあわせ、毎年 3,400 億円の財政支援の拡充を行っています

【平成 27 年度から実施】（1,700 億円）

低所得者対策の強化（低所得者数に応じた財政支援を拡充）・・・1,700 億円

【平成 30 年度から実施】（1,700 億円）

財政調整機能の強化（精神疾患や子どもの被保険者数等）・・・800 億円

保険者努力支援制度（医療費適正化に向けた取組に対する支援）・・・840 億円

財政リスクの分散・軽減方策（高額医療費への対応）・・・60 億円

- その他

【平成 26 年度から実施】

保険料軽減制度を拡充するため、500 億円の公費を投入

【平成 27 年度～30 年度】

全国で 2,000 億円規模の財政安定化基金を積み立て

※以上、国は国保改革による財政支援の拡充を行っており、地方財政の圧迫要因となっている法定外繰入は解消すべきとされている。

【参考】

（単位：億円）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度～
低所得者対策の強化	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
財政調整機能の強化・ 保険者努力支援制度等	—	—	—	1,700	1,700
財政安定化基金の造成 ＜積立総額＞	200 ＜200＞	400 ＜600＞	1,100 ＜1,700＞	300 ＜2,000＞	— ＜2,000＞

3 平成31年度保険税率改正案について

(1) 改正税率案の算定方法

①標準保険税率と②標準保険税率（市町村算定方式）で算定される保険税総額は同額となります。納付金を納める財源を確保するためには、標準保険税率程度の税率設定に必要があります。標準保険税率をそのまま使用した場合、低所得者の負担が急増してしまうため、当初は市町村算定方式に近い賦課割合とし、5年間で差を修正する税率改正を提案いたします。下表は医療分を例としています。①標準保険税率と②標準保険税率（市町村算定方式）の差が③となります。

●標準保険税率と標準保険税率（市町村算定方式）の差の計算

医療分	所得割	均等割(円)	平等割(円)
①H31標準保険税率	8.09%	30,422円	20,870円
②H31標準(市町村算定方式)	8.92%	23,970円	25,494円
③標準と市町村の差 ②－①	0.83%	▲6,452円	4,624円

標準保険税率と標準保険税率（市町村算定方式）の差を5年間で修正するため、③の差を5で割ります。この数値を標準保険税率（市町村算定方式）から差し引くことで、5年間で標準保険税率となります。

次年度以降は、当該年度に算出された標準保険税率と標準保険税率（市町村算定方式）の差を残りの激変緩和年数で割り、同様に標準保険税率（市町村算定方式）から差し引く税率改正をする方法を考えております。

●H31 年度修正値の計算

④H31修正値(標準と市町村の差÷5年間) ③÷5	0.17%	▲1,290円	925円
---------------------------	-------	---------	------

●H31 保険税率案の計算方法

医療分	②H31標準保険税率	－	④H31修正値	=	H31保険税率案
所得割	8.92%	－	0.17%	=	8.75%
均等割	23,970	－	(▲1,290)	=	25,260
平等割	25,494	－	925	=	24,569

(2) 改正税率案

後期高齢者支援金分、介護分も同様に計算した結果が下表となります。

	所得割	均等割	平等割
医療分	8.75%	25,300円	24,600円
後期高齢者支援金分	2.66%	7,800円	7,400円
介護分	2.19%	8,500円	5,300円

(3) 現行税率との差

	所得割	均等割	平等割
医療分	0.23%	3,000円	600円
後期高齢者支援金分	0.06%	1,000円	200円
介護分	▲0.51%	▲500円	▲700円

被保険者全員に賦課される、医療分、後期高齢者支援金分が増となり、40歳以上65歳未満の方に賦課される介護分が減となります。

別表「税率改正による影響額」がモデル世帯別の税率改正による影響額となります。
上記の結果から、介護分がない世帯はある世帯に比べて上昇幅が大きくなります。

(4) 基盤安定繰入金の影響額

保険基盤安定制度は低所得者の保険税軽減分を、国、道、市町村で負担する制度。保険税率改正により、軽減該当額が増加するため公費負担も増加します。

千円

	区分	恵庭市負担分		国負担分		道負担分		一般会計繰入額 (法定繰入)
		金額	負担割合	金額	負担割合	金額	負担割合	
現行税率	保険税軽減分	56,521	(1/4)	0	0	169,565	(3/4)	226,086
	保険者財政支援分	30,858	(1/4)	61,716	(1/2)	30,858	(1/4)	123,432
	合計	87,379		61,716		200,423		349,518
改正案	保険税軽減分	61,870	(1/4)	0	0	185,612	(3/4)	247,482
	保険者財政支援分	32,328	(1/4)	64,656	(1/2)	32,328	(1/4)	129,312
	合計	94,198		64,656		217,940		376,794
影響額(負担増加額)		6,819		2,940		17,517		27,276

税率改正による影響額

	㉑単身世帯(40歳～64歳) ※介護あり				㉒単身世帯(～39歳、65歳～74歳) ※介護なし				㉓2人世帯(40歳～64歳) ※介護あり				㉔2人世帯(～39歳、65歳～74歳) ※介護なし				㉕3人世帯(介護ありが2人、介護なしが1人)				㉖3人世帯(介護なしが3人)			
	①現行	②標準	③標準(市)	④改正案	①現行	②標準	③標準(市)	④改正案	①現行	②標準	③標準(市)	④改正案	①現行	②標準	③標準(市)	④改正案	①現行	②標準	③標準(市)	④改正案	①現行	②標準	③標準(市)	④改正案
所得なし	22,500	24,300 108.0% 1,800	23,200 103.1% 700	23,500 104.4% 1,000	18,000	20,000 111.1% 2,000	19,200 106.7% 1,200	19,400 107.8% 1,400	33,900	39,200 115.6% 5,300	35,000 103.2% 1,100	36,000 106.2% 2,100	26,700	32,000 119.9% 5,300	28,600 107.1% 1,900	29,400 110.1% 2,700	42,600	51,100 120.0% 8,500	44,400 104.2% 1,800	45,900 107.7% 3,300	35,400	43,900 124.0% 8,500	38,000 107.3% 2,600	39,300 111.0% 3,900
50万円 (給与115万円) (年金170万円)	61,000	61,700 101.1% 700	62,300 102.1% 1,300	62,500 102.5% 1,500	49,000	51,200 104.5% 2,200	51,800 105.7% 2,800	51,900 105.9% 2,900	80,000	86,400 108.0% 6,400	82,100 102.6% 2,100	83,200 104.0% 3,200	63,500	71,100 112.0% 7,600	67,500 106.3% 4,000	68,400 107.7% 4,900	94,600	106,300 112.4% 11,700	97,700 103.3% 3,100	99,800 105.5% 5,200	78,100	91,000 116.5% 12,900	83,100 106.4% 5,000	85,000 108.8% 6,900
100万円 (給与約167万円) (年金220万円)	167,700	164,600 98.2% -3,100	170,900 101.9% 3,200	169,900 101.3% 2,200	134,700	137,400 102.0% 2,700	142,300 105.6% 7,600	141,500 105.0% 6,800	183,100	187,800 102.6% 4,700	186,800 102.0% 3,700	187,500 102.4% 4,400	119,100	123,800 103.9% 4,700	125,700 105.5% 6,600	125,500 105.4% 6,400	163,700	168,300 102.8% 4,600	167,200 102.1% 3,500	167,900 102.6% 4,200	133,700	143,600 107.4% 9,900	141,300 105.7% 7,600	142,100 106.3% 8,400
150万円 (給与約240万円) (年金270万円)	236,800	226,600 95.7% -10,200	240,400 101.5% 3,600	238,000 100.5% 1,200	190,300	190,000 99.8% -300	200,500 105.4% 10,200	198,600 104.4% 8,300	274,900	276,100 100.4% 1,200	279,800 101.8% 4,900	279,600 101.7% 4,700	219,400	229,800 104.7% 10,400	231,700 105.6% 12,300	231,700 105.6% 12,300	275,600	281,600 102.2% 6,000	281,300 102.1% 5,700	281,900 102.3% 6,300	224,900	240,200 106.8% 15,300	237,600 105.6% 12,700	238,500 106.0% 13,600
200万円 (給与約311万円)	305,900	288,600 94.3% -17,300	309,900 101.3% 4,000	306,000 100.0% 100	245,900	242,600 98.7% -3,300	258,700 105.2% 12,800	255,700 104.0% 9,800	344,000	338,100 98.3% -5,900	349,300 101.5% 5,300	347,600 101.0% 3,600	275,000	282,400 102.7% 7,400	289,900 105.4% 14,900	288,800 105.0% 13,800	373,100	377,900 101.3% 4,800	380,700 102.0% 7,600	380,700 102.0% 7,600	304,100	322,200 106.0% 18,100	321,300 105.7% 17,200	321,900 105.9% 17,800
250万円 (給与約380万円)	375,000	350,600 93.5% -24,400	379,400 101.2% 4,400	374,100 99.8% -900	301,500	295,200 97.9% -6,300	316,900 105.1% 15,400	312,800 103.7% 11,300	413,100	400,100 96.9% -13,000	418,800 101.4% 5,700	415,700 100.6% 2,600	330,600	335,000 101.3% 4,400	348,100 105.3% 17,500	345,900 104.6% 15,300	442,200	439,800 99.5% -2,400	450,200 101.8% 8,000	448,800 101.5% 6,600	359,700	374,700 104.2% 15,000	379,500 105.5% 19,800	379,000 105.4% 19,300
300万円 (給与約442万円)	444,100	412,600 92.9% -31,500	448,900 101.1% 4,800	442,100 99.5% -2,000	357,100	347,800 97.4% -9,300	375,100 105.0% 18,000	369,900 103.6% 12,800	482,200	462,100 95.8% -20,100	488,300 101.3% 6,100	483,700 100.3% 1,500	386,200	387,600 100.4% 1,400	406,300 105.2% 20,100	403,000 104.4% 16,800	511,300	501,900 98.2% -9,400	519,700 101.6% 8,400	516,800 101.1% 5,500	415,300	427,400 102.9% 12,100	437,700 105.4% 22,400	436,100 105.0% 20,800
400万円 (給与約568万円)	582,300	536,600 92.2% -45,700	587,900 101.0% 5,600	578,200 99.3% -4,100	468,300	453,000 96.7% -15,300	491,500 105.0% 23,200	484,100 103.4% 15,800	620,400	586,100 94.5% -34,300	627,300 101.1% 6,900	619,800 99.9% -600	497,400	492,800 99.1% -4,600	522,700 105.1% 25,300	517,200 104.0% 19,800	649,500	625,900 96.4% -23,600	658,700 101.4% 9,200	652,900 100.5% 3,400	526,500	532,600 101.2% 6,100	554,100 105.2% 27,600	550,300 104.5% 23,800
500万円 (給与約689万円)	720,500	660,600 91.7% -59,900	726,900 100.9% 6,400	714,300 99.1% -6,200	579,500	558,200 96.3% -21,300	607,900 104.9% 28,400	598,300 103.2% 18,800	758,600	710,100 93.6% -48,500	766,300 101.0% 7,700	755,900 99.6% -2,700	608,600	598,000 98.3% -10,600	639,100 105.0% 30,500	631,400 103.7% 22,800	787,700	749,900 95.2% -37,800	797,700 101.3% 10,000	789,000 100.2% 1,300	637,700	637,800 100.0% 100	670,500 105.1% 32,800	664,500 104.2% 26,800
600万円 (給与約800万円)	850,700	784,600 92.2% -66100	850,700 100.0% 0	843,900 99.2% -6,800	690,700	663,400 96.0% -27300	709,100 102.7% 18,400	706,000 102.2% 15,300	868,200	833,700 96.0% -34500	866,200 99.8% -2,000	860,200 99.1% -8,000	708,200	702,800 99.2% -5400	716,400 101.2% 8,200	713,800 100.8% 5,600	875,000	843,100 96.4% -31900	873,600 99.8% -1,400	868,000 99.2% -7,000	715,000	743,000 103.9% 28,000	763,800 106.8% 48,800	761,600 106.5% 46,600
700万円 (給与約911万円)	887,400	857,800 96.7% -29600	930,000 104.8% 42,600	889,800 100.3% 2,400	727,400	717,800 98.7% -9600	770,000 105.9% 42,600	770,000 105.9% 42,600	930,000	876,800 94.3% -53200	930,000 100.0% 0	930,000 100.0% 0	770,000	727,100 94.4% -42900	770,000 100.0% 0	770,000 100.0% 0	930,000	879,700 94.6% -50300	930,000 100.0% 0	930,000 100.0% 0	770,000	770,000 100.0% 0	770,000 100.0% 0	770,000 100.0% 0

現行税率に比べて増加

赤字 各モデルの世帯数が多い所得階層上位3層

①現行	医療	支援	介護
所得割	8.52%	2.60%	2.70%
均等割	22,300	6,800	9,000
平等割	24,000	7,200	6,000

②標準	医療	支援	介護
所得割	8.09%	2.43%	1.88%
均等割	30,422	9,340	9,679
平等割	20,870	6,407	4,992

③標準(市町村算定方式)	医療	支援	介護
所得割	8.92%	2.72%	2.26%
均等割	23,970	7,311	8,174
平等割	25,494	7,648	5,332

④改正案	医療	支援	介護
所得割	8.76%	2.66%	2.19%
均等割	25,300	7,800	8,500
平等割	24,600	7,400	5,300

所得、世帯構成別の加入世帯数、構成率

	単身世帯(40歳～64歳) ※介護あり		単身世帯(～39歳、65歳～74歳) ※介護なし		2人世帯(40歳～64歳) ※介護あり		2人世帯(～39歳、65歳～74歳) ※介護なし		3人世帯(介護ありが2人、介護なしが1人)		3人世帯(介護なしが3人)	
	世帯数	構成率	世帯数	構成率	世帯数	構成率	世帯数	構成率	世帯数	構成率	世帯数	構成率
所得なし	598 世帯	7.24%	1,030 世帯	12.47%	41 世帯	0.50%	106 世帯	1.28%	3 世帯	0.04%	23 世帯	0.28%
50万円 (給与115万円) (年金170万円)	214 世帯	2.59%	407 世帯	4.93%	35 世帯	0.42%	159 世帯	1.92%	10 世帯	0.12%	20 世帯	0.24%
100万円 (給与約167万円) (年金220万円)	143 世帯	1.73%	329 世帯	3.98%	41 世帯	0.50%	395 世帯	4.78%	6 世帯	0.07%	25 世帯	0.30%
150万円 (給与約240万円) (年金270万円)	121 世帯	1.46%	308 世帯	3.73%	33 世帯	0.40%	486 世帯	5.88%	12 世帯	0.15%	22 世帯	0.27%
200万円 (給与約311万円)	65 世帯	0.79%	135 世帯	1.63%	22 世帯	0.27%	221 世帯	2.67%	10 世帯	0.12%	20 世帯	0.24%
250万円 (給与約380万円)	41 世帯	0.50%	52 世帯	0.63%	30 世帯	0.36%	110 世帯	1.33%	10 世帯	0.12%	12 世帯	0.15%
300万円 (給与約442万円)	27 世帯	0.33%	20 世帯	0.24%	15 世帯	0.18%	55 世帯	0.67%	3 世帯	0.04%	4 世帯	0.05%
400万円 (給与約568万円)	20 世帯	0.24%	27 世帯	0.33%	21 世帯	0.25%	45 世帯	0.54%	6 世帯	0.07%	5 世帯	0.06%
500万円 (給与約689万円)	11 世帯	0.13%	11 世帯	0.13%	11 世帯	0.13%	19 世帯	0.23%	6 世帯	0.07%	1 世帯	0.01%
600万円 (給与約800万円)	1 世帯	0.01%	1 世帯	0.01%	4 世帯	0.05%	5 世帯	0.06%	1 世帯	0.01%	1 世帯	0.01%
700万円 (給与約911万円)	4 世帯	0.05%	3 世帯	0.04%	9 世帯	0.11%	3 世帯	0.04%	8 世帯	0.10%	2 世帯	0.02%
700万円以上	10 世帯	0.12%	8 世帯	0.10%	14 世帯	0.17%	21 世帯	0.25%	18 世帯	0.22%	0 世帯	0.00%
合計	1,255 世帯	15.19%	2,331 世帯	28.21%	276 世帯	3.34%	1,625 世帯	19.67%	93 世帯	1.13%	135 世帯	1.63%

総世帯 8,263 世帯(10月末現在)

捕捉世帯 5,715 世帯
捕捉率 69.16%